

重要事項説明書

社会福祉法人 敬寿会

短期入所生活介護事業所 埼玉さくらんぼⅠ・Ⅱ番館

(短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護)

<令和8年8月1日現在>

短期入所生活介護事業所 埼玉さくらんぼⅠ・Ⅱ番館 重要事項説明書

1 施設経営法人

法人名	社会福祉法人 敬寿会
法人所在地	山形県山形市諏訪町2丁目1-25
代表者氏名	理事長 金澤 壽香
電話番号	023-664-2141
設立年月日	平成6年7月1日
法人運営事業	軽費老人ホームケアハウスの経営／特別養護老人ホームの経営／老人デイサービスセンターの経営／認知症対応型老人共同生活援助事業の経営／老人居宅介護等事業の経営／老人短期入所事業の経営／小規模多機能型居宅介護事業の経営／複合型サービス福祉事業の経営／定期巡回・随時対応型訪問介護看護の経営／障害児通所支援事業の経営／障害児相談支援事業の経営／生計困難者に対する相談支援事業の経営／居宅介護支援事業の経営／介護予防支援事業の経営／地域包括支援センターの経営／有料老人ホーム事業の経営／訪問看護事業の経営／介護予防訪問看護事業の経営／訪問リハビリテーション事業の経営／介護予防訪問リハビリステーション事業の経営／保育事業の経営

2 運営施設

(1) 事業所の概要

事業所名	短期入所生活介護事業所 埼玉さくらんぼⅠ・Ⅱ番館
サービスの種類	短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護（ユニット型）
事業所番号	【Ⅰ番館】1176511424（平成31年4月1日指定更新） 【Ⅱ番館】1176510293（令和6年4月1日指定更新）
事業所所在地	【Ⅰ番館】埼玉県さいたま市南区大字太田窪3504-3 【Ⅱ番館】埼玉県さいたま市南区大字太田窪3516-17
施設長（管理者）	金澤 伸晃
電話番号	【Ⅰ番館】048-799-3066（FAX：048-813-2600） 【Ⅱ番館】048-799-2960（FAX：048-799-2961）
開設年月日	【Ⅰ番館】平成25年4月1日 【Ⅱ番館】平成24年4月1日

(2) 施設の目的

社会福祉法人敬寿会が運営する短期入所施設生活介護事業所埼玉さくらんぼⅠ・Ⅱ番館（以下「事業所」という）の適切な運営を確保するために、人員、設備及び運営に関する事項を定め、事業所で短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の提供にあたる従業者（以下「職員」という）が、要支援及び要介護状態にある高齢者に対して適切な短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(3) 事業所の方針

- ① 事業所の職員は、要介護者に対しては、利用者の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、各ユニットにおいて、入浴、排泄、食事等の介護、その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。
- ② 事業の実施に当たっては、関係市町、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(4) 建物の概要（構造）

Ⅰ番館 建物	構造	鉄筋コンクリート構造 地上 5階 (耐火建築)
	延べ床面積	3, 600. 05 m
	利用定員	特別養護老人ホーム空床利用
Ⅱ番館 建物	構造	鉄筋コンクリート造 地上3階建 (耐火建築)
	延べ床面積	1475. 85 m ²
	利用定員	ショートステイ定員 10名

(5) 建物の概要（居室・設備）

Ⅰ 番館 空床利用	居室（全個室）	中間浴	個浴	機械浴	レクリエー
	（８ユニット）	食堂	医務室	屋上	ション室
	２～５階（８０室は特養の空床利用可能）				
Ⅱ 番館 併設型・ 空床利用	居室（全個室）	中間浴	個浴	食堂	居間
	１ユニット（３ユニット）	機械浴	交流室	医務室	屋上
	２階（紅葉１０室）、２～３階（２９室は特養の空床利用可能）				

(6) 職員体制（特別養護老人ホームと兼務）（令和8年4月1日現在） ※実人員は、常勤換算数

【Ⅰ番館】職種	配置基準	実人員	業 務 内 容
管理者	1.0名	1.0名	事業所の運営管理業務
医師	0.1名	2.0名	利用者の心身の健康管理業務
生活相談員	1.0名	2.0名	各種相談・援助業務他
介護職員	27.0名	41.0名	介護業務（食事・入浴・排泄等）、生活援助他
看護職員	3.0名	4.7名	健康管理や服薬管理、医療的処置他
機能訓練指導員	0.1名	1.0名	機能訓練業務他
管理栄養士	0.8名	1.6名	栄養マネジメント他
【Ⅱ番館】職種	配置基準	実人員	業 務 内 容
管理者	1.0名	1.0名	施設の運営管理業務
医師	0.1名	2.0名	入居者の心身の健康管理業務
生活相談員	1.0名	2.0名	各種相談・援助業務他
介護職員	10.0名 (特養) 4.0名 (短期)	14.3名(特養) 6.0名(短期)	介護業務（食事・入浴・排泄等）、生活援助他

看護職員	1.0 名	2.7 名	健康管理や服薬管理、医療的処置他
機能訓練指導員	0.1 名	0.5 名	機能訓練業務他
管理栄養士	0.3 名	0.6 名	栄養マネジメント他

(7) 勤務体制

【Ⅰ・Ⅱ番館】職種	勤務体制
管理者	日勤時間帯、常勤勤務
医師	嘱託医契約により来所し、健康管理業務を行う
生活相談員	日勤時間帯、常勤勤務
介護職員	早番・日勤・遅番・特遅・夜間勤務のシフトによる交代勤務 早番 7:00～16:00 日勤 8:30～17:30 特遅 12:00～21:00 夜勤 21:00～7:00 ※その他複数シフトあり
看護職員	日勤時間帯、常勤勤務等
機能訓練指導員	日勤時間帯、Ⅰ番館常勤勤務・Ⅱ番館非常勤勤務
管理栄養士	日勤時間帯、常勤勤務

3 協力医療機関

【Ⅰ番館】		
医療機関の名称	悠翔会在宅クリニック川口	医療法人博仁会 共済病院
医師名	伊野部 容子	本松 茂
所在地	川口市柳崎4-8-33	さいたま市緑区原山3-15-11
電話番号	048-264-1600	048-882-2867
診療科目	内科	内科・消化器内科・循環器内科呼吸器内科・糖尿病内科・外科
医療機関の名称	岩下歯科医院	さいたま南在宅医療クリニック
所在地	川口市榛松290-2	埼玉県さいたま市南区文蔵1-8-8 吉川ビル101
電話番号	048-285-1031	048-606-3970
診療科目	歯科	精神科
【Ⅱ番館】		
医療機関の名称	悠翔会在宅クリニック川口	東川口病院
医師名	伊野部 容子	田辺 知宏
所在地	川口市柳崎4-8-33	川口市東川口2-10-8
電話番号	048-264-1600	048-295-1000
診療科目	内科（伊野部）	内科・整形外科・外科・胃腸科 脳神経外科・皮膚科・循環器科 泌尿器科・耳鼻科
医療機関の名称	加賀歯科クリニック	さいたま南在宅医療クリニック

所在地	東京都足立区皿沼 1－16－1 7	埼玉県さいたま市南区文蔵 1－ 8－8 吉川ビル 101
電話番号	03－3857－3450	048－606－3970
診療科目	歯科	精神科

4 サービスの利用方法

(1) サービスの利用申込み

- ・担当の介護支援専門員に、ショートステイ利用の旨を伝えください。
- ・利用期間決定後、契約を締結いたします。利用の予約は2か月前から受付します。
- ・I 番館の利用は特別養護老人ホームに空床が生じ、利用が可能となった場合に限り利用できます。

(2) 利用期間の中止

利用途中にサービスを中止して退所する場合、退所日までの日数を基に計算します。また、以下の事由に該当する場合、利用期間中でもサービスを中止し、退所していただく場合があります。

- ・利用者が中途退所を希望した場合
- ・入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合
- ・利用中に体調が悪くなった場合
- ・他の利用者の生命または健康に重大な影響を与える行為があった場合

5 サービスの内容

(1) 介護保険適用サービスの内容

① 短期入所生活介護計画の作成

利用者について解決すべき課題を把握し、利用者および連帯保証人の意向を踏まえた上で、短期入所生活介護の目標およびその達成時期、サービスの内容、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ短期入所生活介護計画を作成します。

② 食事の提供時間

朝食 7：30～ 9：30 昼食 12：00～14：00
夕食 18：00～20：00

- ・管理栄養士が作成する献立により、利用者の栄養及び身体の状態を考慮した食事を提供します。原則、所定の場所にて食事していただきます。

③ 入浴

週に最低2回入浴していただきます。(正月三が日の間は入浴を中止する場合があります)
ただし、身体状況に応じ、特別浴または清拭となる場合があります。

④ 生活介護

介護計画書に沿って下記の介護を行います。

- ・食事介助 ・整容、更衣介助 ・排泄介助 ・移動介助
- ・入浴介助 ・リネン交換 ・その他日常生活面での介助

⑤ 機能訓練

利用者の心身や日常生活等の状況を勘案して日常生活を送るのに必要な機能の維持又は低下を防止するために訓練を実施します。

⑥ 生活相談

常勤の生活相談員に、日常生活に関することも含め相談できます。

⑦ 健康管理

特別養護老人ホームに配置している看護職員等が健康管理を行います。

⑧ 送迎

必要に応じ車両による送迎を行います。

(2) 介護保険適用外サービスの内容

① 理美容サービス

事業所では定期的に理美容サービスを実施しております。料金は別途かかります。

② レクリエーション

事業所では、ユニットレクリエーション、クラブ活動等の年間行事を行います。行事によっては別途参加費用がかかるものがあります。

費用が発生する行事に関して、事前連絡が必要な方はお知らせください。

③ テレビ視聴料（視聴する方のみ）

6 利用料金及び支払方法等

事業所の利用料金及び料金の支払い方法等については、以下のとおりです。

(1) 介護保険の自己負担額及び介護保険給付外の費用等

介護サービスを利用するときは、介護保険負担割合証に記載されている利用者負担割合に応じてサービス費用のうち1割から3割までのいずれかが利用者の負担となります。ただし、保険料滞納等により給付額減額措置を受けている場合は、そちらが優先されます。また、利用者負担割合は、**65歳以上の方は1割**、一定以上の所得のある場合は**2割**、特に所得の高い場合は**3割**となります。
※第2号被保険者（40歳から64歳までの方）、市町村民税非課税者、生活保護受給者は上記にかかわらず1割負担となります。

※1か月の介護サービス自己負担額が44,400円（低所得者等は軽減措置あり）を超えた場合、超えた額が高額介護サービス費として払い戻されます。

※介護保険の自己負担額に係る料金については、別紙（利用料金表）のとおりで。

（施設体制の変更や職員配置、制度改正等によって、変更する場合があります）

※介護保険給付外の費用（食費・居住費等）については、別紙（利用料金表）のとおりで。

(2) 料金の支払い方法

料金・費用は1か月毎に計算し、月末締めで翌月20日頃に請求書を発行しますので、翌月26日頃までに以下の方法でお支払いください。（1ヶ月に満たない期間のサービスに対する利用料金は、利用日数に基づいて計算した額とします）

口座振替・・・ご指定の口座より、金融機関が引落処理を行います。

※別紙、「口座振替依頼書」にご指定の口座登録情報をご記入のうえ、提出してください。

※口座振替手続きの途中の場合は、以下の支払い口座へ振込みをしてください。

振込先 普 1403520 みずほ銀行 世田谷支店 埼玉さくらんぼⅠ番館 理事長 金澤壽香

7 緊急時の対応方法について

- (1) 利用者に容態の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、緊急連絡先やご家族の方に速やかに連絡いたします。

第一緊急時連絡先 (連帯保証人)	
氏名	
住所	
電話番号	(自宅) (携帯)
続柄	
勤務先	
勤務先の電話番号	
第二緊急時連絡先	
氏名	
住所	
電話番号	(自宅) (携帯)
続柄	
勤務先	
勤務先の電話番号	

- (2) 利用者の体調に著しい変化等があった場合は、(1)の緊急時連絡先に記入されたご家族等や主治医に速やかに連絡します。
- (3) 緊急時は、救急搬送を行います。搬送先の医療機関については、希望がある方は記入をお願いしていますが、希望病院に搬送されるかは、その状況によってかわることがあります。その際は、救急隊や施設側で判断し、ご家族に連絡します。

8 事故発生時の対応について

万一事故が発生した場合には、速やかに緊急時連絡先や関係機関等に連絡するとともに、必要な処置を講じます。

9 身体拘束について

事業所では原則として身体拘束は行いません。ただし、利用者または他の入居者等の生命・身体を保護するためにやむを得ない場合は、連帯保証人に連絡し説明、同意を得た上で身体拘束を行います。なお、身体拘束を行う際は、早期解除を目指しできるだけ利用者の負担にならないよう配慮するとともに、実施の記録を作成します。

1 0 虐待防止について

入居者の人権擁護、虐待防止等のため、必要な体制整備を行い、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じます。

2 虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じます。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図るものとします。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備します。
- (3) 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施します。
- (4) 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこととします。

1 1 施設ご利用に当たっての留意事項

(1) 面会

事務所の面会簿に記入ください。

また、ユニットではケアワーカーに声をかけてください。

季節的な感染症が発生した場合には、面会制限をかけさせていただく場合があります。

(2) 金銭、貴重品の持ち込み

原則、高額な金品及び貴重品の持ち込みはご遠慮願います。

金品及び貴重品を施設に持ち込んだ場合、施設では責任が負えません。

(3) 飲酒、喫煙

喫煙は指定の場所で、飲酒は他の方にご迷惑をかけない程度でお願い致します。

(4) 設備、備品の利用持ち込み

事前に申し出てください

(5) 所持品の持ち込み

事前に申し出てください

(6) 宗教活動、政治活動

施設内で他の利用者、家族等に対する宗教活動政治活動はご遠慮願います。

(7) 施設外での受診

ご家族付き添いでお願いいたします。

(8) 原状回復

故意又は不注意等により施設・設備を滅失・破損・汚損・もしくは変更した場合は、利用者及び連帯保証人の費用負担により原状回復をするか、相当の代価を支払っていただきます。

(9) その他

その他、利用者等に迷惑のかかる行為は慎んで下さい。

1 2 相談（苦情）窓口

(1) 事業所が提供するサービスの相談・苦情等は以下の窓口を設置しております。

苦情申し立て等については、迅速な対応・解決に努めます。

相談（苦情）解決責任者 施 設 長 金澤 伸晃

相談（苦情）受付担当者 奥山光里・高橋周平・高橋明子・鈴木純子

電話番号（Ⅰ番館） 048-799-3066 F A X 048-813-2600

（Ⅱ番館） 048-799-2960 F A X 048-799-2961

第三者委員

氏 名	電 話	住 所	職 業
高橋富蔵	023-625-0227	山形県山形市東青田 2-3-24	元山形県警察本部刑事部長
岩村幸姫	023-625-0315	山形県山形市本町一丁目 4 番 27 号セントラル山形ビル 705 号	弁護士

(2) 当施設以外の相談（苦情）窓口

- ① 南区役所 高齢介護課 048-844-7178
- ② さいたま市役所 長寿応援部 介護保険課 048-829-1265

(3) 介護保険制度・介護保険サービスに関する相談（苦情）窓口

埼玉県国保連合会 介護福祉課 苦情対応係 048-824-2568

1.3 非常災害時対策

- ・防災時の対応 防災計画により対応します。
- ・防火設備 非常通報装置、消火栓、スプリンクラー、防火扉、非常用電源等
- ・防災訓練 年2回
- ・防火管理者 I 番館 稲葉 淳一 II 番館 本間 俊之

1.4 業務継続計画策定について

事業所は、感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を整備します。

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定します。
- (2) 当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

1.5 第三者による評価の実施状況

- ・実施の有無 (有 ・ 無) ・当該結果の開示状況 (有 ・ 無)
- ・実施した直近の年月日
- ・実施した評価機関の名称

1.6 ハラスメント対策について

事業所は、現場で働く職員の安全確保と、安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

- (1) サービス利用契約中に、ご利用者、ご家族が職員に対し暴力またはハラスメント行為を行った場合はサービスを中止し、状況の改善や理解が得られない場合は、契約を解除する場合があります。

ハラスメント行為とは具体的に次のような行為を指します。

- ① 身体的暴力（身体的な力を使って危害を及ぼす行為。叩く・蹴る・物を投げるなど）

- ② 精神的暴力（個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、貶めたりする行為。攻撃的な態度で大声を出す・人格や能力を否定する発言や脅迫する発言をする・他者を引き合いに出し、過大なサービス等を繰り返し要求する、など）
- ③ セクシャルハラスメント（意にそぐわない性的な誘い、好意的態度の要求等、性的いやがらせ行為。手を握られる・抱きしめられる・性的な発言をされるなど）

（２）事業所はハラスメント対策として下記の措置を講じます。

- ① サービス提供が困難になった場合は、他の事業者の紹介等、必要な措置を速やかに講じます。
- ② ご利用者等からのハラスメント行為によって職員が就業環境を害されることのないよう、体制整備や被害者への配慮、マニュアルの作成、研修を実施します。
- ③ ハラスメントと判断された場合には、関係機関への連絡・相談、環境改善に対する必要な措置、行為者に対し利用契約の解約等の措置を講じます。

1 7 個人情報の保護

- （１）当事業所は、「短期入所生活介護事業所埼玉さくらんぼⅠ・Ⅱ番館 契約書」の第14条（個人情報の保護）に定めるとおり、利用者及び連帯保証人、その他家族等に関する個人情報を適切に保護・利用するものとします。

個人情報の利用目的	埼玉さくらんぼⅠ・Ⅱ番館は、その事業の遂行のために必要な個人情報を、法人が定めた「個人情報の取り扱い」に記す目的を達成する上で利用します。
本人に同意を得ることなく、個人情報を取り扱う場合	次に該当する場合には、あらかじめ本人に同意を得ることなく、個人情報を取り扱うことができるものとします。 ただし、その必要かつ合理的な範囲とします。 ・ 法令に基づくとき ・ 法令に基づく場合で、人の生命、身体又は財産を保護するために緊急の必要がある場合で、本人の同意を得ることが困難であるとき ・ 公衆衛生の向上等のために特に必要がある場合で、本人の同意を得ることが困難であるとき ・ 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
個人情報の適正管理	埼玉さくらんぼⅠ・Ⅱ番館は、前述の利用目的に沿って、必要最小限の個人情報を本人の同意を得た上で収集し、これを適正に管理します。なお、個人情報の開示・訂正・追加・削除・第三者への提供の停止等の請求については、本人確認の上、法人の「個人情報保護規程」の定めるところにより、速やかに対応します。

- （２）個人情報を施設及び法人内部で利用する際の目的

個 人 情 報 の 種 類	利 用 目 的
①利用者の介護保険被保険者証に記載されている情報（氏名、住所、生年月日、被保険者番号、要介護度、居宅介護支援事業所）、連絡先、心身の状況に関する情報、介護に関する情報、健康や医療に関する情報、住居や生活に関する情報、家族等に関する情報、主治医に関する情報、介護保険サービスの利用状況に関する情報、その他入居者に対して介護サービスを提供するために必要な情報	【介護サービス等に関するもの】 ①介護サービス、相談支援サービスの提供 ②委託費等の請求・収受、補助金・収受に関する事務 ③利用料、その他の費用の請求・収受に関する事務、収受状況の確認、未払い金の督促 ④利用時・退所時の管理 ⑤事故等の報告、リスクマネジメント業務 ⑥苦情等の対応 ⑦居室の名札や写真の掲示、クラブ作品への氏名掲示、広報紙への掲載等
	【介護サービス以外のもの】 ①実習生・研修生への指導 ②管理運営業務 ③サービスの向上・改善のための事例研究・調査研究 ④統計資料の作成
	【介護保険事務】 ①介護報酬の請求・受領 ②その他の介護保険関係事務
②利用料の自動引落をする口座の名義人氏名、口座番号	利用料の自動引落をする場合
③利用者の家族等の氏名、利用者との続柄、連絡先	緊急時の連絡

（３）個人情報施設及び法人外へ提供する際の目的

個人情報の種類	提 供 先	利 用 目 的
①利用者の介護保険被保険者証に記載されている情報（氏名、住所、生年月日、被保険者番号、要介護度、居宅介護支援事業所）、連絡先、心身の状況に関する情報、介護に関する情報、健康や医療に関する情報、住居や生活に関する情報、家族等に関する情報、主治医に関する情報、介護保険サービスの利用状況に関する情報、その他入居	①利用者の居宅介護支援事業者	介護サービス等を提供するため。 ①居宅介護支援事業者との連携（サービス担当者会議） ②居宅介護支援事業者から照会への回答
	②利用者のサービスを提供する他の介護サービス事業者、社会福祉施設、医療機関等	居宅介護支援サービスを提供するため。 ①利用者にサービスを提供する他のサービス事業者、社会福祉施設、医療機関等の連携（サービス担当者会議等） ②他のサービス事業者、社会福祉施設、医療機関等への回答
	③利用者に関係する都道府県、市区	利用者に提供する福祉サービスについて、都道府県、市区町村、福祉の措置の実施機関等

者に対して介護サービスを提供するために必要な情報	町村、福祉の措置の実施機関	との協議、連絡調整、これらの機関から求められる報告・連絡・相談等
	④利用者の家族等	利用者の心身の状況を家族等へ説明
	⑤保険会社等	利用者に対する損害賠償等に関する保険会社等への相談又は届出
	⑥ボランティア	ボランティアが利用者の介護等に参加するときの指導
	⑦実習生・研修生	実習生・研修生への指導
	⑧業務委託先の事業者及びそれに準ずる活動を行う団体・個人	サービスの提供に関わる業務の一部（食事、清掃、医療、歯科医療、医薬、理美容、設備管理、買物代行等）の外部業者や個人への委託及び外部行事の申込等
	⑨保険者・国民健康保険団体連合会等の審査・支払機関	介護報酬の支払いを受ける場合
	⑩措置費、支援費等の請求先、委託費・補助金等の申請先	措置費・支援費等の支払い、委託費・補助金等の交付を受ける場合
	⑪外部監査機関、評価機関等	事業所あるいは法人が福祉情報公開及び第三者評価を受審する場合
②サービス利用者の氏名、口座番号	利用料の代金回収をする金融機関等	利用料の自動引落をする場合
③利用者の家族等の氏名、利用者との続柄、連絡先	消防警察等の機関	緊急時の通報、要請等

令和 年 月 日

短期入所生活介護事業所埼玉さくらんぼⅠ・Ⅱ番館の利用にあたり、利用者並びに連帯保証人に対して、契約書及び本書面に基づいて重要事項及び個人情報の保護・利用について説明し、交付しました。

事業所

(所在地) 埼玉県さいたま市南区大字太田窪 3 5 0 4 - 3 (Ⅰ番館)
埼玉県さいたま市南区大字太田窪 3 5 1 6 - 1 7 (Ⅱ番館)
(名 称) 社会福祉法人敬寿会
短期入所生活介護事業所 埼玉さくらんぼⅠ・Ⅱ番館
(代表者) 施設長 金澤 伸晃 (印略)

(交付・説明者) 職名
氏名 (印)

私は、契約書及び本書面により、短期入所生活介護事業所埼玉さくらんぼⅠ・Ⅱ番館利用についての重要事項及び個人情報の保護・利用についての説明を受け、了承し、受領しました。
その上で、私及び私の家族の個人情報を、収集、保有、利用及び第三者へ提供することに同意します。

利用者

(住 所)

(氏 名) (印)

連帯保証人

(住 所)

(氏 名) (印)

(続 柄)

1 介護保険の自己負担額

【短期入所生活介護 利用料金表】

当月の算定状況に合わせて○をつける

算定状況			項目（要介護度）	頻度	単位数	介護報酬額	（介護報酬の1割）利用者負担額※	（介護報酬の2割）利用者負担額※	（介護報酬の3割）利用者負担額※
保険 給付 内 介護 サ ー ビ ス 利 用 料	基本 料 金	ユニット型 短期入所生 活介護費	要介護1	1日あたり	704	7,624円	763円	1,525円	2,288円
			要介護2	1日あたり	772	8,360円	836円	1,672円	2,508円
			要介護3	1日あたり	847	9,173円	918円	1,835円	2,752円
			要介護4	1日あたり	918	9,941円	995円	1,989円	2,983円
			要介護5	1日あたり	987	10,689円	1,069円	2,138円	3,207円
		注：連続61日 以上短期入所 生活介護を行 った場合	要介護1	1日あたり	670	7,256円	726円	1,452円	2,177円
			要介護2	1日あたり	740	8,014円	802円	1,603円	2,405円
			要介護3	1日あたり	815	8,826円	883円	1,766円	2,648円
			要介護4	1日あたり	886	9,595円	960円	1,919円	2,879円
			要介護5	1日あたり	955	10,342円	1,035円	2,069円	3,103円
	加 算 料 金	生活機能向上連携加算（Ⅰ） （3月に1回を限度）		1月あたり	100	1,083円	109円	217円	325円
		生活機能向上連携加算（Ⅱ） （個別機能訓練加算を算定している場合）		1月あたり	200 （100）	2,166円 （1,083円）	217円 （109円）	434円 （217円）	650円 （325円）
		機能訓練指導体制加算		1日あたり	12	129円	13円	26円	39円
		個別機能訓練加算		1日あたり	56	606円	61円	122円	182円
		看護体制加算Ⅰ		1日あたり	4	43円	5円	9円	13円
		看護体制加算Ⅱ		1日あたり	8	86円	9円	18円	26円
		看護体制加算Ⅲ		1日あたり	12	129円	13円	26円	39円
		看護体制加算Ⅳ		1日あたり	23	249円	25円	50円	75円
		医療連携強化加算		1日あたり	58	628円	63円	126円	189円
		看取り連携体制加算		1日あたり	64	693円	70円	139円	208円
		夜勤配置加算（Ⅰ）（Ⅱ）		1日あたり	18	194円	20円	39円	59円
		夜勤配置加算（Ⅲ）（Ⅳ）		1日あたり	20	216円	22円	44円	65円
		認知症行動・心理症状緊急対応加算 （7日間を限度）		1日あたり	200	2,166円	217円	434円	650円
		若年性認知症者受入加算		1日あたり	120	1,299円	130円	260円	390円
		送迎加算		片道1回	184	1,992円	200円	399円	598円
		緊急短期入所受入加算 （7日（やむを得ない事情がある場合は14日） を限度）		1日あたり	90	974円	98円	195円	293円
		口腔連携強化加算（1月に1回を限度）		1回あたり	50	541円	55円	109円	163円
		療養食加算		1食あたり	8	86円	9円	18円	26円
		在宅中重度者受入加算 ※看護体制Ⅰを算定した場合		1日あたり	421	4,559円	456円	912円	1,368円
		在宅中重度者受入加算 ※看護体制Ⅱを算定した場合		1日あたり	417	4,516円	452円	904円	1,355円
		在宅中重度者受入加算 ※看護体制ⅠⅡを算定した場合		1日あたり	413	4,472円	448円	895円	1,342円
		在宅中重度者受入加算 ※看護体制ⅠⅡを算定しない場合		1日あたり	425	4,602円	461円	921円	1,381円
		認知症専門ケア加算（Ⅰ）		1日あたり	3	32円	4円	7円	10円
		認知症専門ケア加算（Ⅱ）		1日あたり	4	43円	5円	9円	13円
		生産性向上推進体制加算（Ⅰ）		1月あたり	100	1,083円	109円	217円	325円
		生産性向上推進体制加算（Ⅱ）		1月あたり	10	108円	11円	22円	33円
		サービス提供体制加算（Ⅰ）		1日あたり	22	238円	24円	48円	72円
		サービス提供体制加算（Ⅱ）		1日あたり	18	194円	20円	39円	59円
		サービス提供体制加算（Ⅲ）		1日あたり	6	64円	7円	13円	20円
		介護職員等処遇改善加算（Ⅰロ）		上記の加算より算定した単位数の17.6％に相当する					

※利用者負担額は、介護報酬額（既定の単位数に地域加算10.83を乗じた値）に対し、介護保険負担割合証に記載の割合（所得等に応じて1割～3割）に応じた額の支払いとなります。

※長期利用者に対して短期入所生活介護を提供する場合（30日越え）は1日につき▲30単位となります。

ただし、連続61日以上短期入所生活介護を行った場合には算定しません。

【介護予防短期入所生活介護 利用料金表】

当月の算定状況に合わせて○をつける

算定状況			項目（要介護度）		頻度	単位数	介護報酬額	利用者負担額 （介護報酬の1割）	利用者負担額 （介護報酬の2割）	利用者負担額 （介護報酬の3割）
保険 給付 内	基本 料金		ユニット型 介護予防短期入所 生活介護費	要支援1	1日あたり	529	5,729 円	573 円	1,146 円	1,719 円
				要支援2	1日あたり	656	7,104 円	711 円	1,421 円	2,132 円
			注：連続31日 以上介護予防短期 入所生活介護を行 った場合	要支援1	1日あたり	503	5,447 円	545 円	1,090 円	1,635 円
				要支援2	1日あたり	623	6,747 円	675 円	1,350 円	2,025 円
	加算 料金		生活機能向上連携加算（Ⅰ） （3月に1回を限度）		1月あたり	100	1,083 円	109 円	217 円	325 円
			生活機能向上連携加算（Ⅱ） （個別機能訓練加算を算定している場合）		1月あたり	200 （100）	2,166 円 （1,083 円）	217 円 （109 円）	470 円 （217 円）	705 円 （325 円）
			機能訓練指導体制加算		1日あたり	12	129 円	13 円	26 円	39 円
			個別機能訓練加算		1日あたり	56	606 円	61 円	122 円	182 円
			認知症行動・心理症状緊急対応加算 （7日間を限度）		1日あたり	200	2,166 円	217 円	434 円	650 円
			若年性認知症者受入加算		1日あたり	120	1,299 円	130 円	260 円	390 円
			送迎加算		片道1回	184	1,992 円	200 円	399 円	598 円
			口腔連携強化加算		1回あたり	50	541 円	55 円	109 円	163 円
			療養食加算		1食あたり	8	86 円	9 円	18 円	26 円
			認知症専門ケア加算（Ⅰ）		1日あたり	3	32 円	4 円	7 円	10 円
			認知症専門ケア加算（Ⅱ）		1日あたり	4	43 円	5 円	9 円	13 円
			生産性向上推進体制加算（Ⅰ）		1月あたり	100	1,083 円	109 円	217 円	325 円
			生産性向上推進体制加算（Ⅱ）		1月あたり	10	108 円	11 円	22 円	33 円
			サービス提供体制加算（Ⅰ）		1日あたり	22	238 円	24 円	48 円	72 円
			サービス提供体制加算（Ⅱ）		1日あたり	18	194 円	20 円	39 円	59 円
			サービス提供体制加算（Ⅲ）		1日あたり	6	64 円	7 円	13 円	20 円
			介護職員等処遇改善加算（Ⅰロ）		上記の加算より算定した単位数の17.6%に相当する					

2 介護保険給付外の費用

(1) 食費・居住費

項目	基本負担額	内容
食費（1日当たり）	1,655 円	朝 440 円／昼 755 円／夕 460 円
居住費（1日当たり）	2,360 円	ユニット型個室

※食費及び居住費について、介護保険負担限度額の認定を受けている方の場合、その認定証に記載されている金額が一日当たりの料金の上限となります。

(2) その他

項目	利用料金	内容
おやつ代	実費	厨房提供のおやつ 1 日あたり 8 5 円
理美容代	実費	カット 1 回あたり 2,000 円
テレビ視聴料	実費	1 日 50 円 (視聴する方のみ)
クラブ、レク材料費等	実費	利用者の希望により
通常の送迎実施地域外への送迎代	実費	1 km 毎に 20 円 ※通常の送迎の実施地域は、以下のとおりです。 さいたま市 南区全域・緑区 (太田窪、原山、中尾、東浦和)・浦和区 (東仲町、岸町、元町、瀬崎、高砂) と隣接する市、川口市 (川口市芝、柳崎、北園町、伊刈、小谷場、芝西 2、芝塚原 2、芝坂下、芝東町)
その他指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当であると認められるものについては、その実費をご請求致します。 費用が発生する購入について、事前連絡が必要な方はお知らせください。		

3 利用者負担の軽減制度について

各種軽減制度を活用される場合は、入居者又はご家族で手続きをしていただき、以下の減額証を提示していただいた月からの適用となります。

(1) 介護保険負担限度額認定証

負担段階	対 象 者	居住費	食費
第 1 段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方	880 円	300 円
第 2 段階	世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間 80 万円以下の方	880 円	600 円
第 3 段階①	世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額が 80 万円超 120 万円以下の方	1,370 円	1,030 円
第 3 段階②	世帯全員が市民税非課税で課税年金収入額が 120 万円超えている方	1,470 円	1,360 円
第 4 段階	上記以外の方	2,360 円	1,655 円

※ 第 4 段階の方は、食費・居住費の負担が軽減されませんが、高齢夫婦世帯などにおいて、夫婦どちらかが施設に入所して、食費・居住費を負担した結果、生計が困難になるなど一定の要件を満たした場合には、利用者負担段階が第 3 段階に変更されます。

(2) 社会福祉法人等による利用者負担軽減証

社会福祉法人等による利用者負担軽減の対象者であることを証する認定証を提示していただいた方に対して、法人の財源を利用した軽減措置を実施します。